

○「縄文の女神」の商標使用に関する要綱

平成 25 年 11 月 1 日
告示第 56 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、商標法（昭和 34 年法律第 127 号）に基づき、山形県及び舟形町（以下「商標権者」という。）が共同所有する縄文の女神に係る商標（以下「本件商標」という。）の使用に関し必要な事項を定めるものとする。

(本件商標の種類)

第 2 条 本件商標は、縄文の女神に係る文字商標登録第 3240477 号、登録第 5571154 号及び立体商標登録第 5569368 号とする。

(本件商標の適用範囲)

第 3 条 本件商標を適用する指定商品の区分は、別表のとおりとする。

(使用権の種類)

第 4 条 本件商標の使用は、通常使用権とする。

(使用の申請)

第 5 条 本件商標を使用しようとする者（以下「申請者」という）は、あらかじめ「縄文の女神」商標使用許可申請書（別記様式第 1 号）に本件商標を使用しようとする商品の見本を添えて舟形町に提出し、許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更する場合も同様とする。

- 2 本件商標登録以前に、本件商標を使用している者は、本要綱制定の日から 1 ヶ月以内に商標使用許可申請書を商標権利者に提出し、許可を受けなければならない。
- 3 前項の場合において、申請者は、商標権者が認めるときは、見本の提出に代えて、本件商標を使用する商品を確認することができる写真等を提出することができる。

(使用の許可)

第 6 条 舟形町は、前条の規定による申請があったときは、その内容を舟形町が設置する審査会で審査し、その結果について「縄文の女神」商標使用申請に係る審査について（別記様式第 2 号）で山形県の同意を求めるものとする。

- 2 舟形町は、山形県の同意を得て使用の許可を決定したときは、申請者に対し「縄文の女神」商標使用許可書（別記様式第 3 号。以下「使用許可書」という。）を交付するものとする。
- 3 商標権者は、前項の規定により許可をするときは、条件を付することができる。

(使用許可の期間)

第 7 条 本件商標の使用許可の期間は、平成 30 年 3 月 31 日までとする。

- 2 使用許可の期間満了後において、引き続き本件商標を使用しようとするときは、期間満了の日の 30 日前までに第 5 条の規定による申請を行い、許可を受けなければならない。

(使用の中止)

第8条 第5条第1項の規定により使用許可書の交付を受けた者（以下「使用者」という。）は、本件商標の使用を中止しようとするときは、「縄文の女神」商標使用中止届（別記様式第4号）を商標権者に提出しなければならない。

(使用許可の制限)

第9条 商標権者は、次の各号のいずれかに該当するときは、本件商標の使用を許可しないものとする。

- (1) 本件商標の使用によって、商品の品質の誤認又は他者の業務に係る商品との混同を生じさせるおそれがあると認めるとき。
 - (2) 本件商標、舟形町、山形県又は国宝「縄文の女神」のイメージを損なうおそれがあると認めるとき。
 - (3) 法令若しくは公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき。
 - (4) 宗教的活動、政治活動等に使用するとき。
 - (5) その他本件商標の使用が適当でないと認めるとき。
- 2 商標権者は、前項の規定により審査会において使用を許可しないことを決定したときは、申請者に対し「縄文の女神」商標使用不許可通知書（別記様式第5号）により通知するものとする。

(使用許可の取消し)

第10条 商標権者は、使用者がこの要綱に違反したときは、使用許可を取り消すことができる。

- 2 商標権者は、使用者が前項の規定により使用の許可の取り消しにより使用者に生じた損失について一切の責任を負わないものとする。

(遵守事項)

第11条 使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 商品への使用又はその宣伝広告に際して、「®登録番号」をその商品、包装、広告等に明示すること。
- (2) 使用許可を受けた商品以外に使用しないこと。
- (3) 使用許可を受けた使用態様以外に使用しないこと。
- (4) 使用許可を受けた権利を譲渡し、又は転貸しないこと。
- (5) 使用許可を受けた商品の瑕疵により第三者に損害を与えたときは、これに対し全責任を負うこと。
- (6) 故意又は過失により舟形町又は山形県に損害を与えた場合、これによって生じた損害を舟形町又は山形県に賠償すること。
- (7) 商標権者から要請があったときは、本件商標の使用実態を報告し、又は使用商品等を提出すること。
- (8) 本件商標登録が取消し又は無効となったときは、速やかに使用を中止すること。
- (9) 第三者による本件商標の無断使用など問題となり得る行為を発見した場合は、速やかに商標権者に報告すること。

(使用料)

第12条 本件商標の使用料は、無料とする。

(商品の公開)

第13条 商標権者は、本件商標の使用状況を広く周知するために、使用を許可した商品を山形県又は舟形町の公式ホームページ等において公開するものとする。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、山形県知事及び舟形町長が協議のうえ、別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年11月1日から施行する。